

令和6年9月3日

美深町議会議長 南 和 博 様

産業教育常任委員会委員長 和 田 健

所 管 事 務 調 査 報 告

本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

調 査 日 令和6年8月5日

調査事項（1） Jークレジットの取組みと推進について

調査内容 Jークレジットの取組み概要と今後の推進戦略について

調査方法 聞き取り

【調査内容について】

地球温暖化防止にはCO₂吸収源を確保することが重要であり、我が国では、これまで人工林を中心に削減目標達成に貢献している。

一方で人工林の高齢化に伴い、森林吸収量は減少傾向にあり、今後、利用期を迎えた人工林について「伐って、使って、植える」ことにより、炭素を貯蔵する木材の利用拡大を図りつつ、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく必要がある。

この取組みによって、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展を目指し2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現しようとするものである。

Jークレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入により排出削減されたり、森林管理により吸収されたりしたCO₂等の量（t-CO₂）を認証し、認証分の「クレジット」を発行する国の制度である。クレジットは、排出削減実績を主張する権利を“証券化”したようなものであり、自らも排出削減に努めていながら、もっと排出削減した“ことにしたい”者へ、移転・売却することが可能となっている。クレジットの創出者（資金があれば排出削減・吸収を増やす余地があるもの）と購入者（より多くの排出削減を主張する大企業等）との間で自由取引が行われることにより、「市場メカニズム」の下、地球温暖化対策の資金を循環させ、社会全体で最適に配置させることが目的である。

制度が設立された2013年から、森林経営活動プロジェクト登録件数は年々増加しており、それに合わせて、クレジット認証量も177t-CO₂（2013年度）から150,036t-CO₂（2022年度）へ増加し、日本国内での取組みが加速している状況がうかがえる。

当町ではプロジェクト名を「美深町森林吸収プロジェクト」とし、町有林において、森林施業によるCO₂吸収量で創出されるJークレジットを活用し、地球温暖化防止に貢献する森林づくりを実施すると

共に、行政と民間事業者との連携により地域振興施策の推進を図ることを目的としている。

実施概要としては、美深町有林一円において、森林経営計画に沿って森林施業・森林経営を実施することにより、二酸化炭素の吸収量を確保する活動を行うもので、町有林全体（1,004ha）のうち的人工林288haが対象となり、吸収対象森林の樹種は主に、トドマツ、アカエゾマツ、カラマツの割合が多い。

プロジェクト登録には、2018年の準備段階からクレジットが発行された2021年まで3年を要し、1～2名の職員が主体となって計画書や報告書の作成にあたった。実測による森林の選定委託料や、審査費用に支援補助はあるものの、概算で1,000万円以上をクレジット登録・認証に費やすことになる。認証対象期間は2019年4月1日から2035年3月31日の16年間を選択している。2019年4月から2021年3月分で1,172t-CO₂が認証・発行され、取引価格は10,000円/t-CO₂と、排出削減系のクレジット分類では1,500円から3,000円/t-CO₂であるのに対し、吸収系の森林分野は高い取引相場となっている。

当町は長年の提携関係がある株式会社 SUBARU と2018年7月に「美深町内の森林保全活動等の具体化に関する協定書」を締結し、年間700t-CO₂のクレジットを購入している。また、2021年にはプロバイダーを介して、「JAL カーボンオフセット」の取組みを推進する日本航空（株）が美深町のクレジット購入に至り、社員の方々が来町し、植樹祭への参加や SGEC プロジェクト CoC 全体認証を取得した仁宇布小中学校での新校舎取材と、子どもたちへ仕事紹介の授業が開催された。その他、数社との取引で2021年から2023年までに合計2,122t-CO₂を販売している。今後の取組みとしては、見合わせていた主伐の実施や、天然生林を吸収対象にするために森林保護が必要になるなど課題はあるが、クレジット購入者と連携した木育や森林づくりによって、2023年には林野庁主催の「森林×脱炭素チャレンジ2023」で優秀賞を受賞したり、新たな購入者との交流を広げたりなど、取組みをPRし、美深町のプロジェクトを推進していく。

【調査のまとめ】

国が掲げる2050年カーボンニュートラルに向け、美深町はゼロカーボンシティ宣言を2022年3月に発し、社会活動や経済活動を行う上で、CO₂排出量をゼロにすることはできず、排出するCO₂量を極限まで減らす一方で、さまざまな取組みによってCO₂吸収量を増やし、排出量と吸収量を相殺することでCO₂排出量を「実質ゼロ」にすると定義し、町民生活におけるCO₂排出削減の取組みも推奨しているところである。

J-クレジット制度に関しては、令和2年4月に実施した所管調査で制度の内容を聞き取り、美深町として温暖化対策のPRになればとの展望が示されていたが、今回調査において、その後の認証取得までの経過と実績をプレゼンテーション方式で聞き取りをし、先進的な取組みで実績を上げていることを確認することができた。

特に我が町に多大なる貢献をしてくれている（株）SUBARUをはじめ、数々の企業が、SNSで美深町との取組みを発信し、当町での様々なイベントに参加くださるなど、他の自治体に先んじてPRできることは優位性という面でも勝（まさ）っていると評価できる。

しかしながら、美深町は町総面積のおよそ85%を森林が占め、そのうちの大部分を道有林が占める中、J-クレジットの取組みにおいては、町有林のCO₂吸収量をどのように増やすかがクレジット創出のポイントであり、作成した森林経営計画の確実な遂行が重要である。

現状では担当職員が2名体制となっているが、今後、森林保護を要する観点からも人員配置の見直し

が必要であり、また、これまで実施してきた森林づくり事業の継続・強化と、持続可能な木材産業を実現させるために、クレジット売却で得た財源の一層の有効活用を望むものである。

調査事項（２） 森林環境譲与税の活用について

調査内容 森林環境譲与税の活用状況

調査方法 聞き取り

【調査内容について】

森林環境税は、林業の担い手不足と手入れ不足な森林の改善、倒木の危険性を排除するための財源確保を目的に、国が新たに施行した国税で、令和６年度から、国民一人当たり、年間１，０００円を個人住民税均等割と併せて徴収するものである。

徴収した森林環境税は、森林環境譲与税として国から各市町村へ交付され、市町村は境界画定や路網整備等を含む間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進と普及啓発などの限られた使途に財源充当することを義務付けられている。

交付額については、各自治体の私有林人工林面積と林業就業者数、人口により按分され、使途はインターネット等を利用し公表しなければならないとされている。令和６年度から譲与基準が変更され、私有林人工林面積が５０％から５５％へ、人口が３０％から２５％という譲与割合となった。

美深町においては、令和４年度で２７，００４千円の譲与額となっており、令和６年度は基準変更による増額を見込んでいる。

取組みとしては、私有林の森林整備として、美深町民有林活性化推進事業の下刈りに１，８９２千円、７３ha分と、作業路補修のため３，０９６千円、２，７５０m分を充当。

森林整備を担う人材の育成では、「北の森づくり専門学院」の地域実習等支援のための負担金で、５０千円を拠出。毎年９月に実習生が来町し、座学と現地実習を受講している。

他に、木造公共建築物の整備等として、西団地公営住宅建替工事に活用し、２棟分の１１，５６０千円を充当している。

【調査のまとめ】

国により森林環境譲与税が令和元年度から、「地球温暖化防止機能」、「災害防止・国土保全機能」、「水源涵養機能」といった公益的機能の発揮を目的に、市町村向けに交付されていたが、令和６年度から国民に森林環境税として課税し、森林環境譲与税の財源とされたものである。

課題としては、私有林の所有者不明が少なからず存在し、また町有林と私有林が「まだら」に混在している状況もあり、森林整備において効率が悪いことが挙げられる。

使途公表に関しては、町ホームページや美深町広報誌で公表されており、適正に活用されていることを引き続き周知していく必要がある。